

平成 25 年度第 1 回奈良市地域包括支援センター運営協議会会議録

開催日時	平成 25 年 7 月 11 日（木）午後 2 時から午後 4 時まで	
開催場所	奈良市役所 中央棟 6 階 第 1 研修室	
議 題	1 平成 24 年度地域包括支援センター運営状況報告 2 平成 25 年度地域包括支援センター運営状況について 3 平成 25 年度地域包括支援センター介護予防支援業務委託事業者の承認について 4 地域包括支援センター圏域の一部再編について 5 「奈良市地域包括支援センター設置に関する設備・人員・運営基準等」の改正について	
出席者	委 員	山下委員、国分委員、小西委員、辻委員、辻ノ内委員、秋吉委員、山本委員、近藤委員、峯田委員、古賀委員、竹村委員、東出委員、山口委員、木村委員、神谷委員 【計 15 人出席】 （細田委員は欠席）
	事務局	前田部長、尾上課長、西元補佐、吉田係長、金森、大宮
開催形態	公開（傍聴人 1 人）	
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録署名人を、峯田委員、古賀委員とした。 ・平成 24 年度地域包括支援センター介護予防支援業務委託事業者の承認を得られた。 ・地域包括支援センターの圏域分割について承認を得られた。 ・地域包括支援センター職員の保健師職について看護師を認める方向で今後検討していく。 ・新たな地域包括支援センターの運営委託を可能とする法人の種類については事務局案で承認を得られた。 	
担当課	保健福祉部長寿福祉課	
議事の内容		
1 平成 24 年度地域包括支援センター運営状況報告 平成 24 年度地域包括支援センターの運営状況について、下記内容を事務局から説明 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度収支決算状況、人員配置状況、介護予防支援年間延べ件数、相談業務対応件数 ・平成 24 年度地域包括支援センター支援状況 		
〔質疑・意見の要旨〕		
山下会長	研修について何かありますか。	
山本委員	高齢者の家族が障がいを持っていることも多いので、研修テーマも精神・身体障がい等について行う必要があると思います。	
小西委員	包括センターの職員の経験年数に合わせた研修もあつたらいいのではないのでしょうか。	
山下会長	包括センターの職員やセンター長の会議の中で出てきたテーマを研修の	

題材にする等、現場の声を反映した研修になればいいと思います。

2 平成 25 年度地域包括支援センター運営状況について

平成 25 年度奈良市地域包括支援センターの人員配置状況について、事務局から説明し、特に質疑・意見はなかった。

3 平成 25 年度地域包括支援センター介護予防支援業務委託事業者の承認について

各地域包括支援センターから介護予防支援業務の委託先として届出のあった居宅介護支援事業者について、176 ヶ所すべてについて承認を得られた。

4 地域包括支援センター圏域の一部再編について

高齢者人口の増加に伴い、現在 11 ヶ所ある地域包括支援センターのうち、平城と富雄の 2 つの日常生活圏域をそれぞれ 2 分割し、平成 27 年度より新たに 2 つの地域包括支援センターの開設を考えていること、そして平成 26 年度にその委託法人を公募する予定であることを事務局より説明し、承認を得られた。

【質疑・意見の要旨】

山下会長 高齢化が進んでいくので、圏域を増やすことはせざるを得ないと思います。

木村委員 住民のことも包括センターの職員のことと思えば、分割は妥当だと思います。進めていただきたいと思います。分け方について、現平城包括と現富雄包括センターの人達の意見を聞いていただきたいと思います。

山下会長 今まで引き受けていただいた法人さんは、規模を縮小しないといけないわけですので、その辺について法人さんには充分説明していただきたい。地域の分け方についても、現場をふまえて配慮していただきたい。

小西委員 分けることはいいのですが、原則、高齢者何人に対してセンター1 つというような基準があってもいいのかなと思います。

山下会長 今受けていただいている法人さんで固定してしまうと、それはそれで具合が悪いと思いますし、かといってしょっちゅう運営主体が変わるようでは地元根差していないということになります。バランスが難しいですが、希望としては、地元根差した法人さんに受けてもらえたらいいかなと思います。では、2 つの地域をそれぞれ分割する形で進めていくということで、事務局の案のとおりで相違はないということによろしいでしょうか。

全委員 (異議なし)

5 「奈良市地域包括支援センター設置に関する設備・人員・運営基準等」の改正について

「奈良市地域包括支援センター設置に関する設備・人員・運営基準等」の改正(案)について、次の事項について事務局から説明

- ・地域包括支援センターを委託する法人の範囲について
- ・地域包括支援センター運営委託法人の選定方法について
- ・地域包括支援センターに配置する保健師職の資格条件について

【質疑・意見の要旨】

木村委員 支援センターの法人枠を広げたということで理解してよろしいですか。
事務局 はい。国の基準の範囲内で広げた案です。

木村委員 理解しました。看護師を認めるということに関して賛成です。県内の市町村もそうですし、現実に沿った話だと思います。ただ、経験 1 年で良いのかなと思います。

山本委員 医療法人が受託している包括でも、保健師の確保は難しいです。
山下会長 私は保健師の枠がちょっと緩和されることについて、どうかなと、まだ首をかしげているところがあります。でも、訪問看護等で地域に出向いて家庭の事情に触れる経験のある人に務めてもらえたらいいのかなとも思います。

木村委員 保健師が少ないというのももちろんですが、保健師の代替えではなく、現状を知っている、実際に働ける人ということで配置していただけたらと思います。

辻委員 包括支援センターに適切な人というのは、保健師又は経験豊富な看護師とされています。訪問看護等をされている方は地域に密着されていますので、いいと思います。

小西委員 看護師と保健師のどちらでも人物本位だと思うのでいいと思うのですが、「地域ケア、地域保健等に関する経験」という言葉をもう少しわかりやすい表現にしてもいいのでは。また、あまりハードルを上げすぎて応募がなくても意味がないと思います。

辻委員 看護師は 5 年経つと認定の資格を取ることが可能で、地域看護の認定も取れます。今は訪問看護でも人材不足で新卒看護師が働くようになっています。昔と違って今は 5 年経験してようやく一人前で、地域に行くのは看護業界では 5 年を推奨しています。5 年経験した方、もしくは地域看護の認定を持っている方とするとグレードが上がると思います。

国分委員 あまり看護師だけ経験年数を長くすると、せつかく集めやすいために変えたのにまた集めにくくなるということで、実行が得にくいと思いますので、この方法でスタートしてみて、問題がある場合はもう一度検討してみてくださいはどうか。実際は人物本位ということが大きいと思います。

木村委員 最終的には包括センターでの面接があるわけですから、ここでは大枠を決めたらいいんじゃないでしょうか。

辻委員 大枠を決めるということであれば、「経験豊かな」という言葉にしておいた方がいいのでは。

山下会長 今回は法人の対象枠を広げるということで、この範囲の法人に決めて妥当かと思います。そして、看護師を認める方向でいくということまで今日ここで決めておきましょう。文言につきましてはもうちょっと、次回に確定するということがいかがでしょうか。